

新潟商工会議所「見舞金・祝金制度」規約

(目 的)

第1条 本制度は、新潟商工会議所（以下「当商工会議所」という）が会員事業所及びその役員・従業員の福利厚生制度を充実させることを目的として実施する「新潟商工会議所団体生命共済」の一部をなすものである。

(対象者)

第2条 本規約は、当商工会議所が運営する「新潟商工会議所団体生命共済」のうち、当商工会議所が独自に給付を行う見舞金・祝金制度について規定するものであり、その対象者は、「新潟商工会議所団体生命共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下「対象者」という）とする。

(運営費)

第3条 会員事業所は、当商工会議所に対し、「新潟商工会議所団体生命共済」の掛金に含まれる本制度の運営費を別に定める期日までに毎月払い込まなければならない。

(給付内容)

第4条 本制度の給付は、見舞金・祝金とし、その内容は別表1に定めるとおりとする。

(脱 退)

第5条 次のいずれかに該当した場合、対象者は、掛金が払い込まれている月の末日をもって「新潟商工会議所団体生命共済」から脱退するものとする。「新潟商工会議所団体生命共済」から脱退した対象者は、自動的に本制度から脱退するものとする。

- (1) 会員事業所が当商工会議所の会員でなくなったとき
- (2) 会員事業所が「新潟商工会議所団体生命共済」から脱退する旨の意思表示をしたとき
- (3) 会員事業所が「新潟商工会議所団体生命共済」の掛金を期日までに支払わなかったとき。ただし、別途定める猶予期間内に支払がなされた場合はこの限りでない。
- (4) 対象者が死亡または会員事業所を退職したとき

(給付手続き)

第6条 対象者は、見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、速やかに当商工会議所に通知し、別表2に定める書類を提出の上、所定の請求手続きを行うものとする。

(請求時効)

第7条 本制度の請求権の時効は支払事由が発生した日から3年間とし、当該期間内に請求がない場合は支払わない。

(規約の変更)

第8条 本規約の変更が必要と判断される場合には、当商工会議所事務局長が改定する。

(その他)

第9条 本規約に特段定めがない場合には、その都度、当商工会議所事務局長が定めるものとする。

(付 則)

1. 本規約は、平成17年7月1日から実施する。

(付 則)

1. 本規約の改正は、平成18年7月1日から実施する。

(付 則)

1. 本規約に係る別表1、別表2の改正は、平成30年7月1日から実施する。

別表1 見舞金・祝金給付内容

＜給付する場合＞

- 寿祝品：**
当制度に加入し、満了を迎えられたとき、祝品を贈呈
- 結婚祝品：**
当制度に3年以上継続の加入者が結婚したとき、祝品を贈呈
- 出産祝金：**
当制度に1年以上継続の加入者、または配偶者が出産されたとき、一律10,000円を贈呈
- 商工会議所検定試験合格祝金：**
当制度に1年以上継続の加入者が、商工会議所検定（当所の定める種類・級に限る）に合格されたとき、一律5,000円を贈呈。
なお、対象とする商工会議所検定の種類・級は、日本商工会議所が主催する簿記検定（1級・2級）・リテールマーケティング（販売士）検定（1級・2級）、東京商工会議所が主催するビジネス実務法務検定（1級・2級）・ビジネスマネージャー検定、大阪商工会議所が主催するメンタルヘルス・マネジメント検定（Ⅰ種・Ⅱ種）に限る。
- 遺児育英見舞金：**
対象者が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）し、被扶養者である18歳未満の遺児が残された場合に遺児育英見舞金として遺児1名につき50,000円を支給する。
- 家族災害死亡弔慰金：**
対象者の特定親族が傷害を被り、死亡（傷害発生の日から180日以内に死亡した場合に限る。）した場合に家族災害死亡弔慰金として50,000円を支給する。

＜給付できない場合＞

次に掲げる損害または事由によって生じた損害に対しては支給しない。

- 共通：**
 - ・会員事業所・対象者・特定親族の故意、重過失
 - ・地震、噴火またはこれらによる津波
 - ・戦争・破壊・テロ・内乱・暴動等
 - ・核燃料物質等の放射性、爆発性その他有害な特性による事故
 - ・上記お祝いに該当しない場合
- 病氣入院見舞金・事故通院見舞金：**
死亡保険金・災害保険金・高度障害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金・ガン入院一時金・6大生活習慣病入院一時金・ガン先進医療一時金が支給される場合
- 遺児育英見舞金：**
 - ・疾病による死亡
- 家族災害死亡弔慰金：**
 - ・対象者の特定親族の疾病による死亡
 - ・対象者の特定親族の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
 - ・対象者の特定親族が法令に定められた運転資格を持たないで、または、酒に酔ってもしくは麻薬、あへん、大麻または覚醒剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - ・原因のいかなを問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）もしくは腰痛で他覚症状のないもの、または精神障害
 - ・対象者の特定親族、見舞金を受け取るべき者が次の各号いづれかに該当することを行っている間に生じた傷害
 - ・自動車、原動機付自転車、モーターボート（水上オートバイを含む。）、ゴーカート、スノモビルその他これらに類する乗用具による競技、競争、興行（いずれもそのための練習を含む。）または試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいう。）をして

いる間

ただし、自動車または原動機付自転車をを用いて道路上でこれらのことを行っている間についてはこの限りでない。

- ・航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機（定期便であるとか不定期便であるかを問わない。）以外の航空機（グライダーおよび飛行船を除く。）を操縦している間

＜用語の定義＞

- 対象者：**
 - ・新潟商工会議所団体生命共済に加入する会員事業所の事業主・役員およびすべての従業員
- 特定親族：**
 - ・対象者の配偶者
 - ・対象者または配偶者の同居の親族
 - ・対象者または配偶者の別居の未婚の子
 - ＊なお、対象者と特定親族との続柄は、事故発生時におけるものをいう。
 - ・傷害：急激かつ偶然な外来の事故による傷害事故
 - ＊身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したときに急激に生じる中毒症状（継続的に吸入、吸収または摂取した結果生じる中毒症状を除く。）を含み、細菌性食物中毒は含まない。

別表2 見舞金・祝金給付請求書類

見舞金区分	必要書類
病氣入院見舞金・事故通院見舞金	・病院の診断書・入院証明書・領収書等、通院・入院の開始日および終了日が記載された原本、又はその写しで給付対象となることが証明できる書類
寿祝品	・70歳が証明出来るもの（免許証等）
結婚祝品	・結婚式招待状等
出産祝金	・母子手帳等
商工会議所検定試験合格祝金	・試験日が記載された当該検定試験（種類・級）の合格証の写し
遺児育英見舞金	・遺児が18歳未満であることを証明する住民票、健康保険証等
家族災害死亡弔慰金	・死亡診断書 ・加入者との続柄を証明する住民票、健康保険証等